

基準年度
単価年度

令和2年2月度
令和7年3月度

設 計 書

場 所	福山市松浜町三丁目地内	
名 称	新浜ポンプ場沈砂清掃運搬業務委託	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	沈砂清掃及び汚泥収集運搬業務 一式 予定沈砂運搬量 新浜ポンプ場 40.00トン	

業 務 委 託 料 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
業 務 委 託 費								
	沈 砂 池 掃 工							
		直 接 業 務 費		式	1			
		間 接 業 務 費		式	1			
	業 務 原 価							
		一 般 管 理 費 等		式	1			
	業 務 価 格							
	消 費 税 当 相 当 額			%	10			
業 務 設 計 金 額								

直 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費	目	工	種	種	別	細	別	単	位	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直 接 業 務 費														
		沈	砂											
		清	掃	工										
						新 浜 ポ ン プ 場	式			1				第1号内訳書のとおり
計														
直 接 業 務 費														

間 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
間 接 業 務 費									
		共 通 仮 設 費	率 計 上						
			新 浜 ポ ン プ 場	式	1				
			安 全 費	日					第4号明細
		計 共 通 仮 設 費		式	1				
		現 場 管 理 費							
			新 浜 ポ ン プ 場	式	1				
		計 現 場 管 理 費		式	1				
計 間 接 業 務 費									

第1号内訳表		新浜ポンプ場沈砂清掃工																			
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	強力吸引車運転工						日														第1号明細
	強力吸引車運搬工						トン	40	00												第2号明細
	水替工						日														第3号明細
	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					人														
	計																				

第1号明細		強力吸引車運転工(10.0トン使用)					(1日当り)	
種	目	形 状 寸 法	単 位	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	軽油		リットル					
	清掃技師		人					
	清掃作業員		人					
	運転手(特殊)		人					
	強力吸引車損料	積載質量10.0トン 257kW 最大風量20～26m ³ /min	時間					
	計							

第2号明細		強力吸引車運搬工					(1トン当たり)
種	目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	新浜ポンプ場	積載質量10.0トン 257kW 最大風量20～26m ³ /min	時間				
	計						

第3号明細					水替工					(1日当り)											
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	潜水ポンプ運転工						日														
	潜水ポンプ設置・撤去工						回														
	計																				

第4号明細				安全費							(1日当り)										
種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	(	円	)	金	額	(	円	)	摘	要
	送風機運転工						日														
	呼吸用保護具運転工						日														
	計																				

新浜ポンプ場沈砂清掃運搬業務委託仕様書

(適用)

第1条 本業務は、新浜ポンプ場沈砂清掃運搬業務委託である。

- 2 業務履行にあたっては、この仕様書によるほか、関係法令に従い履行すること。
- 3 図面又は特記仕様に記載された事項はその仕様によること。

(業務の内容)

第2条 本業務は、新浜ポンプ場の沈砂池を清掃し、発生する沈砂（汚泥及びし渣等の産業廃棄物）を運搬することで施設の機能回復を図る業務である。詳細については特記仕様書によること。

運搬先は、株式会社中国開発（広島県尾道市西藤町字志村 75-132）である。

- 2 業務の履行にあたっては、強力吸引車を使用すること。

(提出書類)

第3条 受注者は、委託業務の着手及び完了にあたり契約条項に定めるもののほか、次の各号の書類を提出しなければならない。ただし、様式及び提出部数は上下水道局の監督員（以下、「局監督員」という。）と協議すること。

- (1) 業務施工計画書（緊急時連絡体制、作業員名簿、安全管理等の記載含む）
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (4) 計量表（株式会社中国開発発行分）
- (5) 業務写真（作業前、作業中、作業後、運搬先及び安全対策の実施が確認できるもの）
- (6) 交通誘導警備員の実施伝票
- (7) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し
- (8) 酸素及び硫化水素濃度の測定記録票
- (9) 作業員の体調管理票
- (10) 業務委託完了通知書
- (11) 請求書
- (12) その他、本業務実施に当たり必要と認めるもの。

(有資格者の配置)

第4条 業務の履行にあたり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第二種酸素欠乏危険作業主任者を含む）技能講習修了者を配置すること。

- 2 その他、業務の履行にあたり資格を必要とする作業は、それぞれの有資格者を持って作業しなければならない。

(業務用電力及び用水)

第5条 業務履行に必要な電力、用水及びこれに要する仮設資材は、受注者の責任で処理すること。ただし、局監督員と協議の上、軽微な電力及び用水は場内のものを使用してよい。

(安全管理)

第6条 受注者は業務の履行にあたっては、転落、転倒、衝突、器具の落下等、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を計ること。人身事故等が発生した場合には、速やかに局監督員に報告しなければならない。

2 酸素欠乏又は硫化水素発生の恐れがある箇所においては、酸素欠乏症等防止規則に則り酸素及び硫化水素の濃度測定を行い、記録をし、換気を充分に行うこと（測定時の記録票及び写真を提出する）。なお、濃度測定器は、有効期限内のものを使用すること。

3 業務の実施に当たり、酸素欠乏又は硫化水素の発生の恐れのある場合は、エアラインマスク等の空気呼吸器を使用し、安全に作業を実施すること。

4 道路上に強力吸引車等の業務に必要な車両の駐車等、道路の規制を必要とする箇所については、道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書及び福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書の提出を行うこと。また、通行人などに迷惑がかからないよう必ず交通誘導警備員を配置し、安全管理に努めること。

5 業務の実施に当たり、業務に使用する資器材（梯子、脚立、ホース及びロープ等）及び安全に資する機材（墜落制止用器具、呼吸器等）については、受注者にて用意すること。

6 作業器具の搬入、使用及び撤去の際は、施設内の設備に接触し、破損することのないように充分留意し、必要に応じて対策を講じること。

(衛生管理)

第7条 作業中及び作業後は、積荷場所及び運搬車両等を常に清潔に保つようにすること。

2 作業終了後は、施設内に付着した汚泥及び土砂は洗い流す等の清掃を行い、清潔に努めること。

(実施日程)

第8条 業務の実施日程については受注者が運搬先の営業日を確認し、発注者と受注者で協議し決定すること。

(損害の賠償)

第9条 受注者の責により生じた損害については、受注者がその損害を賠償するものとする。

(業務期間)

第10条 本業務の工期は検査期間として10日間を見込む。

(委託料の支払い)

第11条 沈砂運搬に係る支払いについては、運搬した沈砂の実績量及び作業に要した交通誘導警備員の人数に基づき、変更設計により精算するものとする。

(その他)

第12条 仕様書及び図面において疑義を生じた場合、又は定めない事項については、その都度協議してこれを定めるものとする。

新浜ポンプ場沈砂清掃運搬業務委託 特記仕様書

1 新浜ポンプ場（松浜町三丁目1番59号）

- （1）No. 3・No. 4・No. 5・No. 6の雨水沈砂池の清掃を行うこと。
- （2）水位70cmまでは施設のポンプでの排水が可能であるが、それ以下の排水については、必要に応じて潜水ポンプ等を用いて沈砂池の水替えを行うこと。
- （3）隣接する沈砂池から漏水がある場合は、土のう等で止水を行うこと。
- （4）沈砂池のスクリーン前後に堆積する沈砂も清掃すること。
- （5）スクリーンに付着する布類等のし渣も清掃すること。
- （6）沈砂池周辺は、他の工事の関係で電気ケーブルやホース等が張られており、清掃の際はこれらを傷付けないように、必要に応じて吸引ホースを固定して作業をすること。
- （7）当該施設は更新工事のため、強力吸引車の駐車スペースについては、発注者と協議すること。
- （8）道路交通法第77条に基づく道路使用許可申請書を必要に応じて福山東警察署に届け出ること。
- （9）福山地区消防組合火災予防条例第58条に基づく道路占用届出書を必要に応じて福山南消防署に届け出ること。
- （10）交通誘導警備員を配置すること。
- （11）業務実施に伴う水道及び電源の使用は可能である。
- （12）沈砂量は、40.00トンを見込む。
- （13）運搬先である株式会社中国開発（以下、「(株)中国開発」という。）までの運搬距離は20.0kmを見込む。
- （14）業務の実施日については、発注者と協議のうえ決定すること。

2 その他、疑義が生じた場合は、上下水道局の監督員と協議すること。

産業廃棄物処理【収集運搬用】に係る特記仕様書

排出事業者 福山市上下水道事業管理者 （以下、「発注者」という。）と、
収集運搬業者 （以下、「受注者」という。）は、
発注者の事業所が排出する産業廃棄物の収集運搬に関して、受注者は、関係法令、契約
約款、仕様書及び本特記仕様書に基づき、次のとおり履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、産業廃棄物を処理するに当たり、第3条に定める産業廃棄物を期間内に、受注者にその収集運搬業務を委託する。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、この契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく本契約の業務に係る受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書にその変更した許可証の写しを添付するものとする。

2 発注者は、その許可証の写しにより、次の項目及び第3条の記載事項が有効であることを確認する。

- (1) 許可した都道府県・政令市・中核市
- (2) 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 積替・保管の有無
- (6) 許可の条件

(委託内容)

第3条 発注者は、次の業務の内容に基づき、産業廃棄物の収集運搬を受注者に委託するものとする。

「業務の内容」

- 1 産業廃棄物の排出場所 : 福山市松浜町三丁目1番59号
- 2 委託する産業廃棄物の種類及び最終運搬目的地 : 別表に記載
- 3 受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類） : 汚泥
- 4 積替・保管の有無 : （無）

別表 委託する産業廃棄物の種類及び運搬先の事業場の所在地

産業廃棄物の種類	運搬先の事業場の所在地
汚泥	株式会社中国開発（尾道市西藤町字志村 75-132）

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務終了報告)

第5条 受注者は、業務が終了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。ただし、受注者は、産業廃棄物管理票の写しを発注者に送付することにより、業務終了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、又は生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、業務が終了したときは、収集運搬料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、産業廃棄物管理票の写しで処理業務の終了を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

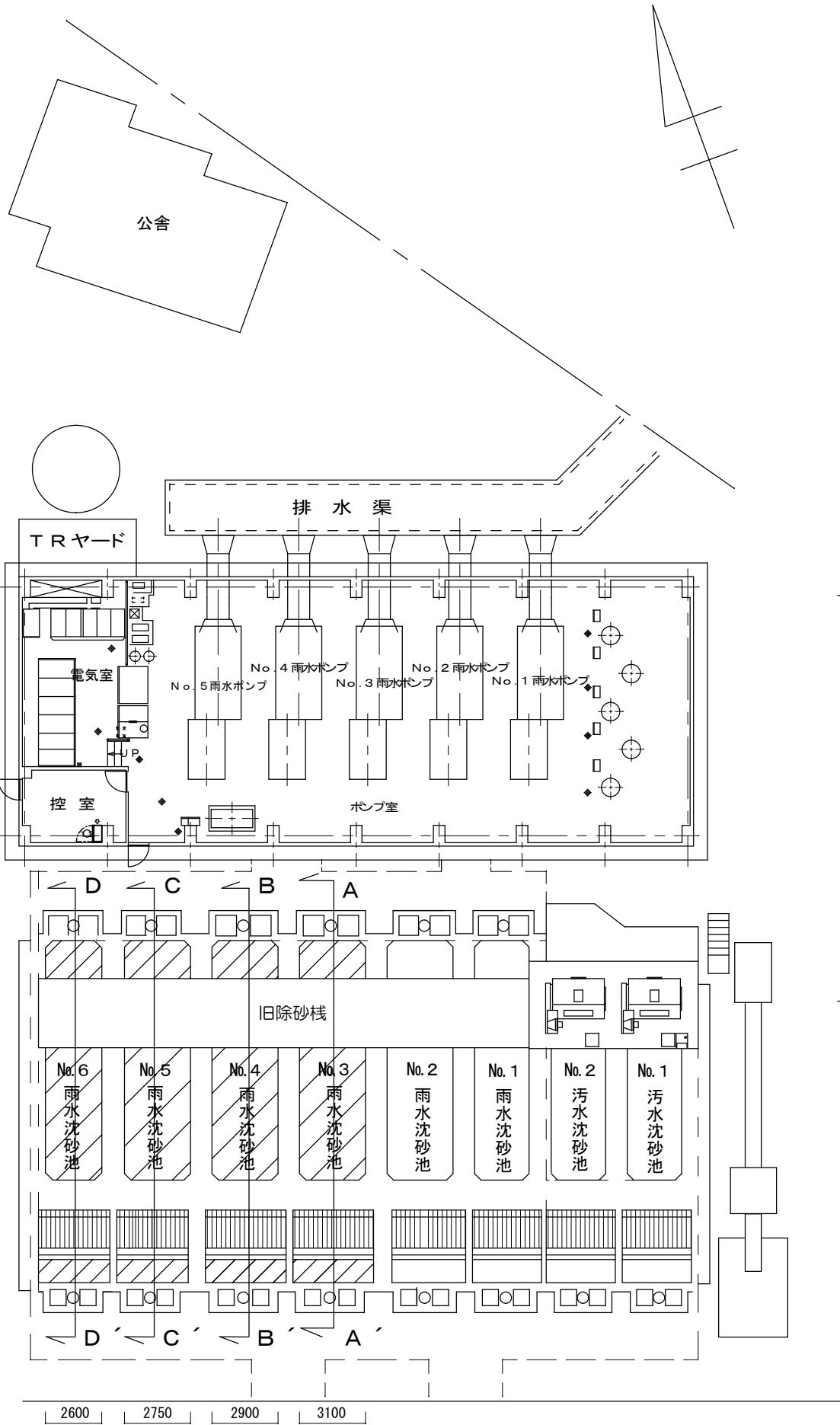
第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を受注者に示すものとする。

2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬の許可を受けた都道府県等から行政指導を受けた場合は、発注者に当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく通知するものとする。

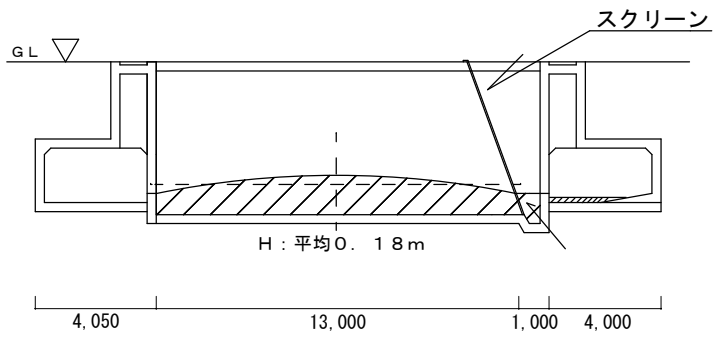
(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者が、この契約の条項のいずれか、又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

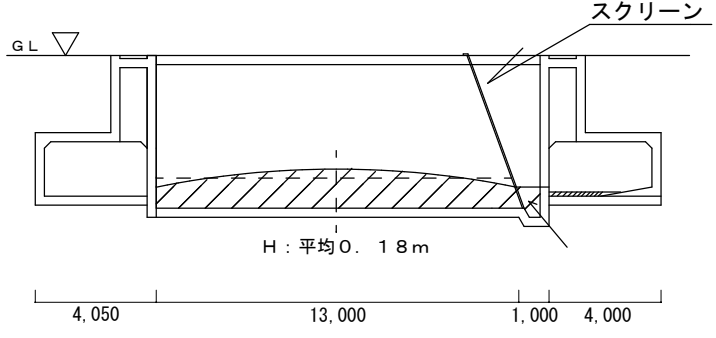
2 前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。



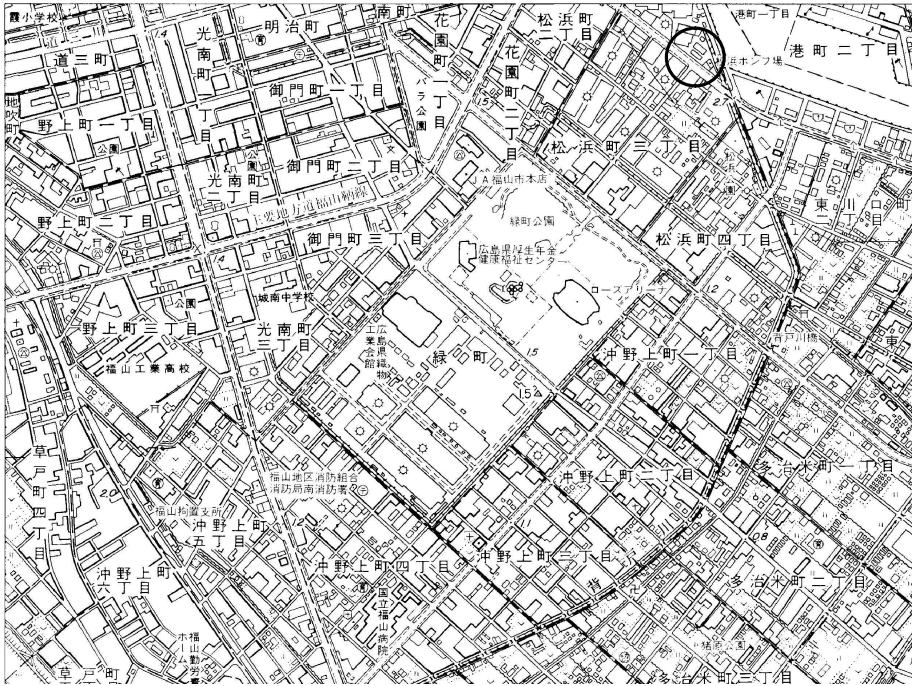
平面図



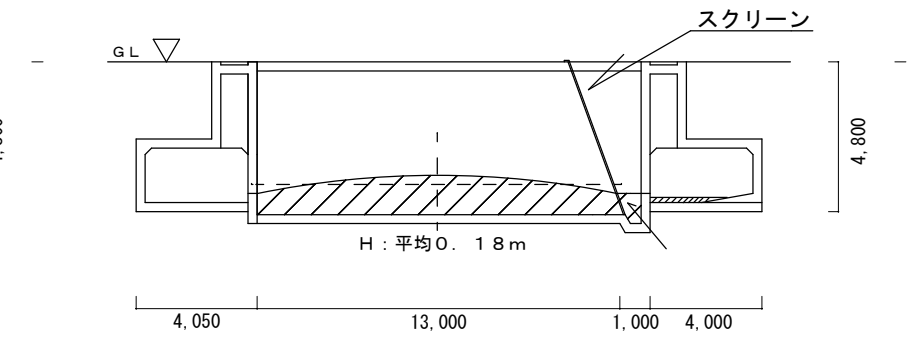
No. 3 雨水沈砂地断面図
(A-A' 断面図)



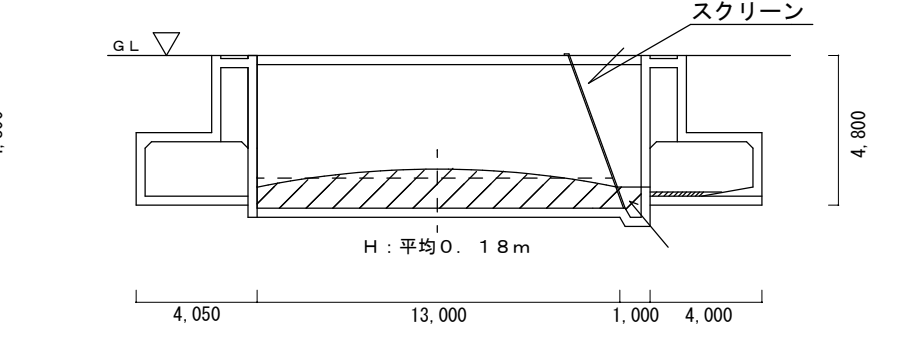
No. 5 雨水沈砂地断面図
(C-C' 断面図)



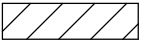
位置図



No. 4 雨水沈砂地断面図
(B-B' 断面図)



No. 6 雨水沈砂地断面図
(D-D' 断面図)

 汚泥堆積範囲

福山市上下水道局		
2025 年度		
業務名称	新浜ポンプ場沈砂清掃運搬業務委託	
図面番号	1 / 1	縮尺 -
新浜ポンプ場 位置図・平面図・断面図		